　　　　　　　　　　　　平成２８年第２回柳津町議会定例会会議録

　　　　　　　　　　　　第３日　平成２８年６月１７日（金曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

　　１番　岩　渕　清　幸　　　６番　小　林　　　功　　　９番　田　﨑　為　浩

　　２番　磯　目　泰　彦　　　７番　菊　地　　　正　　１０番　鈴　木　吉　信

　　３番　伊　藤　　　純　　　８番　齋　藤　正　志　　１１番　伊　藤　昭　一

　　５番　田　﨑　信　二

２．欠席議員は次のとおりである。

　　な　し

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 町長 | 井　関　庄　一 |  | 保育所長 | 矢　部　良　一 |
| 副町長 | 郡　司　博　道 |  | 教育委員長 | 新井田　順　一 |
| 総務課長 | 角　田　　　弘 |  | 教育長 | 目　黒　健一郎 |
| 出納室長 | 金　子　佳　弘 |  | 教育課長 | 横　井　伸　也 |
| 町民課長 | 鈴　木　春　継 |  | 公民館長 | 舩　木　慎　弥 |
| 地域振興課長 | 菊　地　淳　一 |  | 代表監査委員 | 目　黒　忠　威 |
| 建設課長 | 横　田　勝　則 |  |  |  |

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 議会事務局長 | 天　野　　　高 |  | 専門員 | 鈴　木　一　義 |

５．会議事件は次のとおりである。

日程第 １ 　　報告第 １ 号　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

日程第 ２ 　　議案第５６号　専決処分の承認を求めることについて

日程第 ３ 　　議案第５７号　専決処分の承認を求めることについて

日程第 ４ 　　議案第５８号　専決処分の承認を求めることについて

日程第 ５ 　　議案第５９号　柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 ６ 　　議案第６０号　学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の受託について

日程第 ７ 　　議案第６１号　平成２８年度柳津町一般会計補正予算

日程第 ８ 　　議案第６２号　平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

日程第 ９ 　　議案第６３号　平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第１０　　議案第６４号　平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算

日程第１１　　議案第６５号　平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第１２　　議案第６６号　平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

日程第１３　　議案第６７号　平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

日程第１４　　議案第６８号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第１５　　報告第 １ 号　平成２７年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第１６　　報告第 ２ 号　会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について

日程第１７　　議員の派遣について

追加日程第１　議員提出議案第６号　「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について

　　　　　　　　　◎開議の宣告

○議長

　　　ただいまより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

　　　本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

　　　これより議事に入ります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎議案の審議

○議長

　　　日程第１、報告第１号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

　　　総務文教常任委員長の報告を求めます。

　　　総務文教常任委員長、齋藤正志君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

　　　おはようございます。

　　　報告第１号

　　　　　　　　　　　　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

　　　平成28年第２回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された請願第１号及び陳情第６号について、平成28年６月16日関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

　　　その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

　　　１．請願第１号　「防火水槽改善に関する請願」については、請願の趣旨は尊重するものの、審査内容が多岐にわたること及び経年による事案のため、継続審査とすることに決しました。

　　　２．陳情第６号　国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

　　　以上、報告いたします。

　　　平成２８年６月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　柳津町議会総務文教常任委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　齋　藤　正　志

　　　柳津町議会議長　伊　藤　昭　一　殿

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　ただいまの総務文教常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第２、議案第５６号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　皆さん、おはようございます。

　　　議案第５６号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、平成28年４月１日に施行された地方税法等の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分をしたものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　それでは、私から補足してご説明を申し上げます。

　　　２ページをお開きください。

　　　専決第１号、柳津町税条例の一部を改正する条例。

　　　第１条、柳津町税条例の一部を次のように改正する。

　　　第56条中、「又は第１２号の固定資産」を「若しくは第１２号の固定資産又は同項第１６号の固定資産」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。これにつきましては、条文の改正に伴います字句の改訂でございます。

　　　続きまして、第59条につきましては、固定資産の非課税の規定を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について、こちらも地方税法の348条の字句の改正に伴う条例改正でございます。

　　　続きまして、次の附則第10条の２項第４項につきましてですが、これにつきましては、文中「第６号」を「第７号」とするもので、内容の変更はございません。

　　　続いて18項でございますが、これにつきましては、都市再生特別措置法に基づき新たに取得した固定資産の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を指しているものでございます。

　　　続きまして、附則第10条の２でございますが、10条の２中第10項を第16項とし、第９項を第15項とし、第８項を第９項として10項から14項を加える。これは、条数を追加するための各項の変更でございます。

　　　続きまして、第10項でございますが、10項以下につきましては、各固定資産税の課税につきまして、標準課税の軽減措置を各項目ごとに定めているものでございます。10項に関しましては、太陽光発電設備でございます。11項につきましては、風力発電設備の償却資産について、平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に取得した場合に、３年間の固定資産税の標準額を３分の２に軽減するということでございます。

　　　続きまして、12項でございますが、12項については水力発電施設、13項につきましては地熱発電施設、14項につきましてはバイオマス発電施設の償却資産でございます。これも同じく本年４月１日から平成30年３月31日までに取得したものに対しての償却資産の標準税額を２分の１に軽減するという改正でございます。

　　　「附則10項中」という部分でございますが、これは７号を８号する。次に６項、次に７項を加えるという部分の改正でございます。

　　　第７項につきましては、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、新たに取得した償却資産の標準課税の特例をここで定めてございます。

　　　一番下になりますが、附則第10条の３第８項第５号につきましては、地方税法に伴いまして追加するものでございます。

　　　次のページ、３ページでございます。

　　　第２条、柳津町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、これにつきましては、たばこ税に関する経過措置について、地方税法の改訂に伴い税条例を改正するものでございます。

　　　附則といたしまして、平成28年４月１日から施行する。

　　　以上でございます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第５６号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第３、議案第５７号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第５７号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、平成28年４月１日に施行された行政不服審査法に伴い、柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分をしたものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　それでは、議案第５７号「専決処分の承認を求めることについて」補足して説明を申し上げます。

　　　５ページをお開きください。

　　　専決第２号、柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、地方税法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決をしたものですので承認を求めるという部分でございます。

　　　改正内容といたしましては、行政不服審査法の施行に伴う地方税法の一部改正により、条例附則の提要を地方税法の規定と整合性をとらせるための改正でございます。

　　　これの施行につきましては、平成28年４月１日から施行したいという部分でございます。

　　　この附則の中で、条文の中段ほどに第411条第２項の規定による公示という表示がされております。これにつきましては、町長が固定資産評価台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録した場合、直ちにその旨を公示しなければならないという部分での公示でございます。

　　　続いて、同法第419条第３項の規定による公示でございますが、これにつきましては、町長は固定資産の評価額を修正して登録した場合、直ちにその旨を公示しなければならないという規定でございます。

　　　続きまして、括弧書きになっておりますが、第420条の更生に基づく納税通知書の交付でございますが、これにつきましては、固定資産の評価等を修正し登録した場合においては、固定資産税の賦課後であっても修正して登録された価格等に基づいて既に決定したその賦課額を更生しなければならないという通知でございます。

　　　続きまして、同法417条第１項後段の規定による通知ということでございますが、これにつきましては、固定資産の評価等の登録がなされていないこと、または登録された価格に重大な錯誤があった等を発見した場合においては、価格を決定し、または修正して固定資産評価台帳に登録しなければならない。この場合についても、遅滞なく納税義務者に通知しなければならないという通知でございます。

　　　以上の公示等がされる場合について適用するものの改正でございます。

　　　また、平成28年４月１日以前に公示されたものついては従前の規定によるものといたします。

　　　附則といたしまして、本条例は平成28年４月１日から施行する。

　　　以上でございます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第５７号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第４、議案第５８号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第５８号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、平成28年４月１日に施行された地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険法施行令が一部改正され、柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分をしたものであります。

　　　なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　町民課長。

○町民課長（登壇）

　　　議案第５８号「専決処分の承認を求めることについて」補足してご説明申し上げます。

　　　７ページをお開きください。

　　　柳津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

　　　第２条第２項については、国民健康保険税の基礎課税限度額を「52万円」から「54万円」に改めるものであり、同条第３項については、後期高齢者支援金等課税限度額を「17万円」から「19万円」に改めるものであります。

　　　23条中については、前の第２条と同様に基礎課税限度額を「52万円」から「54万円」に改め、後期高齢者支援金等課税限度額を「17万円」から「19万円」に改めるものとするものであり、同条第２号中については、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定において、被保険者の数に乗ずべき金額を「26万円」から「26万5,000円」に引き上げる改正を行うものであり、同条第３項中については、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を「47万円」から「48万円」にそれぞれ引き上げる改正を行うものであります。

　　　附則といたしまして、第１条　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

　　　第２条　改正後の柳津町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例とするものであります。

　　　以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第５８号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第５、議案第５９号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第５９号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、平成30年度から県により国民健康保険事業が運営される際に、保険料等を考慮しながら、現在の国民健康保険税と医療費の格差を是正するため、税率の改正をするものであります。

　　　なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　町民課長。

○町民課長（登壇）

　　　議案第５９号について補足してご説明申し上げます。

　　　９ページをお開きください。

　　　柳津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

　　　第３条第１項では、医療給付費分の所得割を「5.59」から「6.40」に改めるものです。

　　　第４条では、資産割を「17.92」から「11.22」に改めるものです。

　　　第５条では、均等割を「１万3,800円」から「１万8,200円」に改めるものです。

　　　第５条の２では、平等割を「１万1,900円」から「１万3,800円」に改め、特定世帯では「5,950円」を「6,900円」に改め、特定継続世帯では「8,925円」を「１万350円」に改めるものです。

　　　次に、第６条では、後期高齢者支援金の所得割について「2.64」を「2.84」に改めるものです。

　　　第７条では、資産割を「8.47」から「5.00」に改めるものです。

　　　第７条の２では、均等割を「6,300円」から「8,100円」に改めるものです。

　　　第７条の３では、平等割を「5,500円」から「6,200円」に改め、特定世帯では「2,750円」を「3,100円」に改め、特定継続世帯では「4,125円」を「4,650円」に改めるものです。

　　　次に、第８条では、介護納付区分の所得割を「2.31」から「2.28」に改めるものです。

　　　第９条では、資産割を「8.39」から「6.48」に改めるものです。

　　　第９条の２では、均等割を「7,700円」から「9,000円」改めるものです。

　　　第９条の３では、平等割を「4,400円」から「4,600円」に改めるものです。

　　　次から、軽減額についての改正となります。

　　　第23条第１項では、医療給付費分の均等割で７割軽減する額を「9,700円」から「１万2,740円」に改め、平等割で７割軽減する額を「8,400円」から「9,660円」に改め、特定世帯では「4,200円」を「4,830円」に改め、特定継続世帯では「6,248円」を「7,245円」に改め、後期高齢者支援金分の均等割で７割軽減する額を「4,500円」から「5,670円」に改め、平等割で７割軽減する額を「3,900円」から「4,340円」に改め、特定世帯で「1,950円」を「2,170円」に改め、特定継続世帯では「2,888円」を「3,255円」に改め、介護納付金分の均等割で７割軽減する額を「5,500円」から「6,300円」に改め、平等割で７割軽減する額を「3,100円」から「3,220円」に改め、次に、５割軽減では、医療給付費分の均等割で５割軽減する額を「7,000円」から「9,100円」に改め、平等割で５割軽減する額を「6,000円」から「6,900円」に改め、特定世帯で「3,000円」を「3,450円」に改め、特定継続世帯で「4,463円」を「5,175円」に改め、後期高齢者支援金分の均等割で５割軽減する額を「3,200円」から「4,050円」に改め、平等割で５割軽減する額を「2,800円」から「3,100円」に改めまして、10ページになります。特定世帯では「1,400円」を「1,550円」に改め、特定継続世帯では「2,063円」を「2,325円」に改め、介護納付金分の均等割で５割軽減する額を「3,900円」から「4,500円」に改め、次に、２割軽減では、医療給付費分の均等割で２割軽減する額を「2,800円」から「3,640円」に改め、平等割で２割軽減する額を「2,400円」から「2,760円」に改め、特定世帯では「1,200円」を「1,380円」に改め、特定継続世帯で「1,785円」を「2,070円」に改め、後期高齢者支援金分の均等割で２割軽減する額を「1,300円」から「1,620円」に改め、平等割で２割軽減する額を「1,200円」から「1,240円」に改め、特定世帯で「600円」を「620円」に改め、特定継続世帯で「825円」を「930円」に改め、介護納付金分の均等割で２割軽減する額を「1,600円」から「1,800円」に改め、平等割で２割軽減する額を「900円」から「920円」にそれぞれ改めるものであります。

　　　附則としまして、第１条　この条例は、公布の日から施行する。

　　　第２条　改正後の条例は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

　　　以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第５９号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第６、議案第６０号「学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の受託について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第６０号「学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の受託について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、三島町と共同で学校給食を運営するに当たり、地方自治法第252条の14及び同条15に基づき、必要な規約を制定するに当たり議会の議決を求めるものであります。

　　　なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　教育課長。

○教育課長（登壇）

　　　議案第60号について、補足説明をさせていただきます。

　　　11ページをごらん願います。

　　　学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に係る事務委託に関する規約の制定についてご説明を申し上げます。

　　　当該規約につきましては、三島町からの学校給食調理場の建設及び学校給食調理業務の一部事務委託の協力要請に応え、必要な経費を三島町が負担することを条件に、学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の委託を受けるため、規約を制定する必要がございます。地方自治法第252条の14第１項の規定において準ずる同法第252条の２第３項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

　　　規約の内容につきまして、条文の主な内容のみをご説明申し上げます。あらかじめご了承いただきたいと存じます。

　　　第１条におきましては、事務委託の範囲を定めており、三島町は学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の委託管理及び執行を柳津町に委託し、柳津町はこれを受託することと規定しております。

　　　第２条におきましては、管理及び執行の方法を定めており、委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、柳津町の条例規則及びその他の規程の定めることとしております。

　　　第３条におきましては、経費の負担について。事務委託の管理及び執行に要する経費は三島町の負担とし、経費の負担額及び納付の時期は柳津町長と三島町長とで協議して定めることとしております。

　　　続いて、12ページをごらん願います。

　　　第４条におきましては、予算の計上について。柳津町は委託事務の管理及び執行に係る収入並びに支出を柳津町の一般会計歳入歳出予算において計上することとするとともに、各年度において三島町が柳津町に納付した金額に過不足が生じたときは、翌年度において調整するものとしております。

　　　第５条におきましては、連絡会議について。柳津町長は、委託事務の管理及び執行についての連絡調整を図るため、必要の都度または三島町長の申し出がある場合において、連絡会議を開くこととしております。

　　　第６条におきましては、議決事件の通知について。柳津町の議会の議決事件のうち、委託事務の管理及び執行において議会の議決が求められる事案については、あらかじめ三島町長に通知するとともに、議決の結果についても通知することとしております。

　　　第７条におきましては、補足として、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、柳津町長と三島町長が協議して定めることとしております。

　　　附則におきましては、この規約の施行時期について規定しております。

　　　また、三島町長は、委託事務に関する柳津町の条例等が三島町に適用される旨及び条例等の内容を公表することを定めております。

　　　以上で、議案第60号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６０号「学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の受託について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　日程第７、議案第６１号「平成２８年度柳津町一般会計補正予算」

　　　日程第８、議案第６２号「平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

　　　日程第９、議案第６３号「平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

　　　日程第１０、議案第６４号「平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

　　　日程第１１、議案第６５号「平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

　　　日程第１２、議案第６６号「平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

　　　日程第１３、議案第６７号「平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

　　については、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、議案第６１号、議案第６２号、議案第６３号、議案第６４号、議案第６５号、議案第６６号、議案第６７号は、一括上程し、議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第６１号「平成２８年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、人事異動等に伴う人件費等の補正と、国の施策に伴う臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金や、各種修繕に要する経費の増に関する歳入歳出総額予算の追加補正であります。

　　　次に、議案第６２号「平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、事業勘定で国民健康保険税率の改正に伴う歳入の補正及び人事異動等に伴う人件費等歳出補正であります。また、施設勘定でも人事異動等に伴う人件費の補正をお願いしております。

　　　次に、議案第６３号「平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、人事異動等に伴う人件費等の歳入歳出予算の減額補正であります。

　　　次に、議案第６４号「平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、人事異動等に伴う人件費等並びに居宅介護福祉用具購入に係る経費について歳入歳出予算の補正をお願いしております。

　　　次に、議案第６５号「平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、人事異動等に伴う人件費等の歳入歳出予算の補正であります。

　　　次に、議案第６６号「平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、西山地区排水浄化センター破砕機交換の修繕等による歳入歳出予算の追加補正であります。

　　　次に、議案第６７号「平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、人事異動等に伴う人件費等の歳入歳出予算の減額補正であります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　それでは、私から７会計について補足して説明をいたします。

　　　まず、１ページをお開きください。

　　　議案第６１号「平成２８年度柳津町一般会計補正予算（第１号）」。

　　　歳入歳出予算の補正でございます。1,968万9,000円を追加補正し、総額といたしまして37億1,968万9,000円とする補正予算でございます。

　　　２条といたしまして、地方債の補正がございます。

　　　５ページをお開きください。

　　　第２表で、地方債の補正でございます。起債の目的といたしまして、学校給食センター建設事業（過疎対策事業債）でございます。補正前1,500万円、補正後1,090万円。これにつきましては、先ほど議決をいただきました三島町から負担金をいただくことによりまして、過疎債が減額となるものでございます。

　　　続きまして、８ページをお願いいたします。

　　　歳入でございます。11款分担金及び負担金、負担金、教育費負担金415万6,000円の追加補正でございます。歳入増でございます。これにつきましては、今ほど申し上げました学校給食センター建設負担金、三島町からいただく負担金でございます。

　　　13款国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、２節障害者福祉費補助金26万9,000円。これにつきましては、歳出のほうで出てまいりますが、身体障害者の入浴介護に伴います国の２分の１の補助金でございます。

　　　続きまして、４節臨時福祉給付金給付事業補助金696万3,000円でございます。これにつきましては、10分の10の補助事業によりまして、消費税が５％から８％に上がったことを受けて、３年前よりそれぞれ１人１万円、続いて6,000円、本年度につきましては3,000円を給付するものでございます。対象人数といたしましては、1,200人分を計画しております。

　　　続きまして、６節年金生活者等支援臨時福祉給付事業補助金379万6,000円でございます。これにつきましても10分の10の補助事業でございます。これにつきましては、前段の臨時福祉給付金をもらっている方でなおかつ障害者年金等をもらっている方を対象といたしまして、１人３万円で100人分を計上させていただいております。

　　　14款県支出金、県補助金、民生費県補助金13万4,000円、２節障害者福祉費補助金13万4,000円。これは先ほどの国庫補助金のところと同様で、県費補助分として４分の１補助でございます。商工費県補助金250万円。これにつきましては、福島県地域創生総合支援事業の補助金の250万円を、今まで計画していた基金事業から町直営方式によりやることによりまして補助金をいただけるという形になりましたので、歳出のほうでは歳出の組み替えをさせていただいておりますが、５分の４補助事業ということで今回計上させていただいております。８目災害復旧費県補助金でございますが、農地危機補助金65万円でございます。

　　　続きまして、９ページをお願いいたします。

　　　17款繰入金でございます。基金繰入金、１目基金繰入金、３節震災復興基金繰入金650万円。これにつきましては、歳出のほうで出てまいりますが、商工費のほうで計画しております赤べこプランター購入の備品購入に伴うものにつきまして基金の繰り入れをしたいという考え方でございます。４節只見川流域豪雨災害復旧基金繰入金200万円。これにつきましては、平成27年度において予定していた方が途中で辞退されたということで、本年度完了予定ということでございますので200万円を今回繰り入れしたものでございます。

　　　19節諸収入、雑入、雑入でございます。３節の雑入でございますが、これはコミュニティ助成事業の減額でございます。３地域よりの要望を申請しておりましたが、１地区しか該当にならなかったことによりまして320万円の減額でございます。同じように歳出でも出てまいります。４節雇用保険料につきましては、臨時職員等の雇用保険料の増でございます。

　　　次のページ、20款町債、１項町債、７目教育債につきましては、先ほど地方債の補正で申し上げました給食センターの410万円の過疎債の減でございます。

　　　続きまして、11ページ、歳出でございます。

　　　歳出につきましては、先ほど町長からありましたように、職員の人事異動等に伴います、それと共済費の負担率等によります補正でございますので、給料、職員手当等につきましては人事異動等によるという形でご説明をさせていただきたいと思います。ご了承をお願いいたします。

　　　１款議会費、１項議会費、１目議会費409万6,000円の減でございます。これは人事異動による減でございます。

　　　続きまして、総務費、総務管理費、一般管理費451万7,000円の減でございます。内訳といたしましては、共済費までが人事異動でございます。

　　　次のページ、12ページでございますが、役務費34万7,000円につきましては、職員にクレーン玉掛け等の資格取得をしていただくための手数料として６人分を計上させていただきました。

　　　続いて、企画費13万4,000円の減でございます。これにつきましては、先ほど歳入で申し上げましたコミュニティ補助事業の320万円の減と、今回要望がございまして、テレビ難視聴地域解消事業費補助金といたしまして、砂子原、黒沢地域から要望がございました。加入者89人ということでございます。それに対する補正予算306万6,000円の補正をお願いするものでございます。14目庁舎管理費、役務費１万1,000円でございますが、これにつきましては、各施設等の防火管理者の資格を取得していただくための手数料でございます。

　　　続きまして、徴税費でございますが、これにつきましては、人事異動に伴うものでございます。

　　　13ページをお開きください。

　　　総務費、戸籍住民基本台帳費につきましても人事異動等によるものでございます。

　　　続きまして、選挙費の選挙管理委員会費につきましても人事異動に伴うものでございます。

　　　２目の参議院議員選挙費でございますが、これにつきましては、事業費から備品購入費に９万2,000円を組み替えをする案件でございます。これにつきましては、備品といたしまして役場正面玄関の段差があるという部分でございますので、そこにアルミ製のスロープを設置し、車いす等の利用の利便を図っていきたいという考え方でございます。

　　　続きまして、総務費の統計調査費でございますが、これにつきましても人事異動等による補正でございます。

　　　15ページをお開きください。

　　　民生費、社会福祉費、社会福祉総務費1,213万2,000円の補正でございます。給料、職員手当等については人事異動によるものでございます。共済費、賃金につきましては、先ほど歳入で申し上げました臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金の事務をするために臨時職員を雇用したいという考え方で、共済費、賃金等を計上しているものでございます。また、需用費、役務費、委託料につきましても同様の考え方でございます。また、システム改修についても補助対象部分ということで全て計上されております。

　　　次のページ、15ページの生活再建支援事業補助金、負担金の一番下の欄の上段の100万円でございますが、これにつきましては、先ほど基金繰り入れをいたしました200万円のうちの100万円でございます。

　　　次のページ、16ページ、28節繰出金でございますが、国保会計（事業勘定）に対する繰出金の減でございます。２目老人福祉費356万8,000円の減は、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額に伴う繰り出しでございます。国民年金費につきましては、人事異動によるものでございます。４目障害者福祉費につきましての委託料54万円でございますが、障害者福祉サービスの中で、現在までは入浴介護の訪問入浴についてのサービスを利用する方がいらっしゃらなかったという現状でございましたが、今回新たにその利用者が発生したことに伴いまして、今回54万円を追加するものでございます。対象者としては、現在１名でございます。

　　　続きまして、児童福祉費の柳津保育所運営費でございます。給料、及び次のページ、17ページの職員手当までは人事異動に伴うものでございます。需用費33万7,000円につきましては修繕費でございますが、保育所の園庭にあります木製遊具につきまして点検をしたところ、危険度が非常に高いということで、現在使用禁止の状態にしております。それを撤去したいという部分で今回33万7,000円を計上させていただきました。西山保育所運営費につきましては、人事異動に伴う補正でございます。

　　　次のページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費につきましても人事異動によるものでございます。３目環境衛生費461万8,000円につきましては、簡易水道事業特別会計に対する繰出金でございます。２項清掃費、２目衛生処理費２万6,000円の補正につきましては、滝原ごみ処理最終処分場の水の処理を今委託して水質調査を実施しておりますが、その水質調査の回数につきまして、指導局である振興局のほうより指導がございまして、回数をふやせということがございまして、それに伴う負担金として歳出するものでございます。

　　　19ページをお開きください。

　　　５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費でございますが、人事異動に伴うものでございます。４目農業振興費、給料、職員手当等については人事異動によるものでございます。工事請負費18万3,000円につきましては施設取壊工事でございますが、これは現在建設をしております柳津観光協会の事務所の駐車場の向かって左側にあります、昔使っていた即売所の木製の建物について、老朽化をしているという部分と景観上のことを考えまして、今回取り壊しを計上するものでございます。

　　　続いて、負担金でございますが、これにつきましては、２万1,000円を昭和村のほうにカスミソウに関するものとして町の単価上乗せ分として支出するもでございます。農地費につきましては人事異動によるものでございます。

　　　次のページ、20ページでございますが、農村総合整備費89万3,000円につきましては農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。国土調査費につきましては人事異動によるものです。中山間地域等直接支払事業費についても同様の異動によるものでございます。

　　　次のページ、21ページをお開きください。

　　　林業費、２目林業振興費99万8,000円の補正でございます。給料、職員手当等につきましては人事異動によるものでございます。それ以下の賃金、報償費、需用費、使用料及び賃借料につきましては予算の組み替えを今回はさせていただきたいという部分でのご提案でございます。林道費につきましては人事異動に伴うものでございます。

　　　次のページ、22ページでございますが、６款商工費、１項商工費、１目商工振興費につきましては、給料、職員手当等につきましては人事異動によるものでございます。負担金補助及び交付金は、事業復興再開支援事業補助金といたしまして、基金繰入金の100万円部分と、あと一つについては、既に実施しておりますが、まだ300万円に到達していない１名の方に対しての本年度修繕をしたいという部分でございますので、それに対する64万6,000円分、合わせまして164万6,000円を今回追加させていただくものでございます。観光費につきましては、給料、職員手当等については人事異動によるものでございます。

　　　次のページ、23ページをお開きください。

　　　８節報償費、11節需用費、12節役務費、19節負担金補助及び交付金につきましては、先ほど説明いたしました県の補助金で５分の４の補助金を受けるという話になりましたので、その事業を受ける場合には町直営でないとこの事業の採択にならないという部分でございますので、今まで負担金補助及び交付金で赤べこ発祥まちプロジェクト事業という部分で風評被害対策会議に対して支出を予定していた負担金250万円を減額いたしまして、報償費以下役務費までを補正させていただいたものでございます。５分の４補助ということでございますので、事業費については、その分若干上乗せになっている部分でございます。

　　　続いて、18節備品購入費でございますが、これは修景整備用備品購入費と書いてございますが、赤べこプランターを整備したいという部分での要求でございます。これにつきましては、昨年つくりました赤べこプランターにつきましては、考え方といたしまして、広葉樹の型枠の塗装パネル２枚を使ってまずそれを表面にする、塗装している面を表面にする。そこにＵＶカットを施したシールを張りまして、それをカッティングしていくという部分が表面でございます。裏面につきましては、３回塗装いたしまして、まず白を下地で塗ります。その上に赤の塗装を２回施工して、耐久性を持たせるための塗装をしているという部分でございます。それと、中に10リットルのタンクが置ける状態に木組みをしているという部分で、それで水を入れれば転倒防止にもつながるという部分で予定をして製作している赤べこプランターでございます。これにつきましては、昨年度55個ということでございますが、今回100個ということで予定をしておりますので、当然請差であるとかそういうものが発生する可能性としては含んでいると思います。発注に当たりましては、十分その辺を精査いたしまして発注をしていきたいという考えでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

　　　続きまして、24ページ、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費２万4,000円の減額補正でございます。人事異動に伴う補正でございます。４項都市計画費、下水道費でございますが、繰出金として181万4,000円の減額補正でございます。下水道事業特別会計への繰出金でございます。５項住宅費、公営住宅管理費21万9,000円の増でございます。これにつきましても人事異動等に伴う増でございます。

　　　25ページをお開きください。

　　　教育費、教育総務費、事務局費につきましては、人事異動に伴うものでございます。

　　　26ページ、２項小学校費、西山小学校管理費1,050万円でございますが、これにつきましては、施設改修工事として書いてございますが、現在、西山小学校につきましては屋上の防水モルタル工事並びに太陽光発電パネルの設置工事を27年度から28年度に繰り越しして施工している状況にございます。その中で、足場を組んでいたときに３階部分の軒下の劣化あるいは剝離等が見受けられたという部分で、屋上防水工事を施工したとしても雨水が壁面を伝わって建物の中に入ってくるというふうになってしまいますので、それではせっかく屋上の防水をやったとしてもなかなか効果が薄いという部分が考えられますので、今回、足場を組んでいるということがございますので、足場経費がかからないという部分で経費の節減につながるという考え方において、特命工事によって軒下の剝離に伴う工事を施工したいという考え方でございます。

　　　続きまして、中学校費、西山中学校教育振興費194万5,000円でございます。これにつきましては、共済費並びに賃金の補正でございます。当初で考えていたのは、ここでは一般事務補助賃金を考えておりましたが、実は養護教諭につきましては県のほうに教育委員会から要望をしていたところでございます。しかしながら、養護教員につきましては県のほうでなかなか配置することが難しいという結果になったことを受けて、町としてはやはり養護教員が欲しいという考え方で、養護教員を、資格を持った方を雇用したいという部分でございますので、当然賃金等で格差が生じますので、当初予算との差額分を今回補正をさせていただきたいという部分と、あわせて養護教員の方に事務補助についても一緒にやっていただくという考え方でございます。

　　　続きまして、教育費、社会教育費、社会教育総務費16万5,000円の補正。人事異動に伴うものでございます。

　　　27ページをお開きください。

　　　４目活性化施設管理費6,000円の補正でございます。役務費でございますが、これは総務のほうでも述べました防火管理者の手数料でございます。

　　　美術館管理費でございますが、48万3,000円の減額補正でございます。給料、職員手当等につきましては人事異動あるいは１名の方が中途でおやめになったという部分での人件費の減でございます。報酬から負担金等につきましては、報酬のところに書いてございます地域おこし協力隊の方を町にお迎えしたいという考え方でございますので、それに伴う必要なものを今回報酬あるいは旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、部品購入費、負担金補助及び交付金ということで予算を計上させていただきたいという部分でございます。

　　　なお、賃金につきましては、１名職員が減額になったということでございますので、事務補助賃金として１名分の追加をお願いしたいという部分でございます。それに伴う共済費の２人分、地域おこし協力隊と賃金１人分についての共済費を計上しているところでございます。

　　　28ページの保健体育費、学校給食費につきましては、人事異動に伴うものでございます。３目運動公園管理費につきましても同様でございます。

　　　続いて、次のページ、29ページの役務費につきましても、防火管理者の資格取得のための手数料でございます。予備費として1,546万3,000円を減額し、予備費残額といたしまして932万8,000円とするという一般会計の補正予算でございます。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで暫時休議します。

　　　再開を11時15分といたします。（午前１１時０４分）

○議長

　　　議事を再開いたします。（午前１１時１５分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　引き続き、総務課長より補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　それでは、38ページをお開きいただきたいと思います。

　　　議案第６２号「平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」でございます。事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ882万6,000円を追加し６億2,312万6,000円とする補正でございます。施設勘定につきましては、歳出予算のみの補正でございます。

　　　43ページをお開きください。

　　　歳入でございます。１款国民健康保険税、１項一般被保険者国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税及び２項退職被保険者等国民健康保険税、１目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、先ほど税条例で可決をいただきました保険税の増に伴います収入の増でございます。

　　　続きまして、国庫支出金、国庫補助金、国保制度関係業務準備事業費補助金119万4,000円でございますが、これにつきましては国保事業納付算定に伴いますシステムを改修するための補助金でございます。10分の10の補助金でございます。これは先ほど町長からも申し上げました30年４月に県に統一されるという部分で、その事業の納付金額を算定するためのシステムの補助金でございます。12月ごろになればある程度の金額が算定されるのではないかというふうに今は聞いてございます。

　　　44ページをお開きください。

　　　８款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金52万3,000円の減額補正です。人事異動に伴う人件費の繰り出しの減でございます。

　　　続きまして、歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費の給料から共済費につきましては、人事異動に伴います減額補正でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては、先ほど歳入で申し上げました計算センター負担金と書いてございますが、内容といたしましてはシステム改修費の負担金でございます。予備費、予備費で815万5,000円の追加で、予備費総額として1,410万3,000円とするものでございます。

　　　56ページをお開きください。

　　　国民健康保険の施設勘定でございます。歳出補正のみでございます。これらにつきましては、人事異動に伴います歳出補正でございます。歳出につきまして19万5,000円の追加がございますので、それにつきまして予備費のほうで19万5,000円を減額し、歳出のみの補正とさせていただいたところでございます。

　　　65ページをお開きください。

　　　議案第６３号「平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」でございます。

　　　歳入歳出それぞれ106万6,000円を減額し5,073万4,000円とする補正でございます。この内容的には、人事異動に伴う人件費の歳入歳出補正となっております。

　　　70ページをお開きください。

　　　歳入でございますが、一般会計繰入金で106万6,000円の減額でございます。

　　　次のページ、歳出でございますが、人件費等で同額の106万6,000円。繰入金と人件費等での相殺でございます。

　　　続きまして、80ページをお願いいたします。

　　　議案第６４号「平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第１号）」でございます。歳入歳出それぞれ240万9,000円を減額し、総額といたしまして４億8,759万1,000円とする補正予算でございます。

　　　85ページをお開きください。

　　　歳入、国庫支出金から県支出金までの２万6,000円、１万3,000円、３万7,000円、１万7,000円の補正でございますが、これにつきましては、歳出のほうで、介護サービス給付費の中で福祉用具の購入費がございます。歳出額13万2,000円でございますが、それに伴うルール分としての国庫補助金あるいは県支出金、支払基金交付金の歳入として計上させていただいたものでございます。

　　　次のページ、86ページでございます。繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金１万7,000円でございますが、これにつきましては、先ほどと同じように居宅介護福祉用具の町としてのルール分の繰入金でございます。県費と同額になってございます。その他一般会計繰入金については、事務費等の部分で人件費分の減額補正の251万9,000円を減額するものでございます。

　　　続きまして、歳出でございます。87ページでございます。総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の減でございます。

　　　２款保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護福祉用具購入費13万2,000円でございます。これにつきましては、福祉用具等の今後の見込み額を考えたところ、今現在でも間もなく残額がなくなってしまうということがございましたので、今後想定される件数等を考慮いたしまして、今回13万2,000円を補正させていただくものでございます。

　　　続きまして、88ページをお開きください。

　　　３款地域支援事業費、２項包括的支援事業・任意事業費、２目任意事業費でございますが、７節賃金から使用料及び賃借料につきましては、組み替え及び若干の補正をさせていただきたいという内容でございますが、これは家族介護教室分として行っております、うちで介護をされている方に対しまして講師の先生をお呼びして、介護の仕方であるとか体の動かし方、そういうことを講師の先生に指導していただくという形をとっていきたいと。去年もそういう形でやったそうですが、非常に好評だったということでございますので、そのように予算を組み替えたいという考え方でございます。

　　　予備費、予備費については５万1,000円の減額補正でございます。

　　　97ページをお願いいたします。

　　　議案第６５号「平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」。歳入歳出予算の補正でございます。461万8,000円を追加し、総額といたしまして３億8,191万8,000円とするものでございます。簡易水道につきましても、人事異動に伴う人件費の歳入歳出予算の補正でございます。

　　　なお、ここにつきましては、１名の増員という部分での人事の異動がございます。

　　　102ページをお願いいたします。

　　　歳入でございますが、繰入金、一般会計繰入金ということで461万8,000円。

　　　次のページ、103ページをお開きください。

　　　歳出。簡易水道事業費で461万8,000円。給料から職員手当等の補正でございます。それに伴います繰入金の増という部分でございます。

　　　112ページをお願いいたします。

　　　議案第６６号「平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」でございます。　歳入歳出それぞれ89万3,000円を追加し8,859万3,000円とする補正予算でございます。

　　　117ページをお願いたします。

　　　歳入でございます。４款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金89万3,000円でございます。

　　　次のページ、118ページをお開きください。

　　　総務費、総務管理費、施設管理費で89万3,000円の補正でございます。共済費につきましては、率等の変更に伴うものでございます。需用費96万1,000円。修繕費でございますが、これにつきましては、西山地域排水浄化センターの流入水の中に浮遊物等が入ってきた場合に破砕する機械がついてございます。その破砕機につきまして経年劣化の部分がございまして、軸等にぶれを来している現状であるということなので、修繕をしたいという部分でございますので、今回補正をさせていただきました。

　　　127ページをお願いいたします。

　　　議案第６７号「平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第１号）」でございます。歳入歳出それぞれ181万4,000円を減額し7,818万6,000円とする補正予算でございます。　ここにつきましても、人事異動に伴う人件費の歳入歳出補正でございます。

　　　132ページをお願いいたします。

　　　歳入でございます。繰入金、一般会計繰入金といたしまして181万4,000円の減でございます。

　　　次のページ、133ページをお開きください。

　　　総務費、総務管理費、施設管理費で181万4,000円。給料から共済費の人件費等の補正でございます。

　　　以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　それでは、１件質問をさせていただきます。

　　　一般会計で、23ページの商工費の備品購入費の件でございます。今回のプランター、大変好評だと聞いており、また再度改めて発注するということですが、641万6,000円ということは、100で割りますと、消費税別で１基５万9,400円ということで、第一印象高いなという気がいたしております。そんな中で、今総務課長から説明がありましたけれども、材料費あるいは加工賃、そして私もけさ玄関でプランターを引き上げて中をのぞいて見ましたら、しっかりしたタンクというんでしょうか、あれに水を入れて安定させる、ちょっとの風では倒れないような、なかなかしっかりとしたつくりになっておりまして、このぐらいかかってしまうのかなと思わないでもないんですが、やはり町民感情からして、どうしても税別よりも税込で１つ６万4,000円するんだよというふうになりますと、どうしてもせっかくのこのいい事業が快く受け入れられないような危惧をしておりますので、前回、参考見積りをとって予定価格を決めたわけでありますが、55基つくるよりももうつくった実績がありますから、その倍近く発注することで、少しでも、先ほど総務課長も請差が出るということですので、例えば塗装関係の業者がいいのか、結構建築関係の、要するにあれを組み立てるには恐らく建築関係のほうが得意だというんでしょうか、そういう面もありますので、これから発注する際に入札をかけると思いますけれども、塗装業者に限らず数多く建築関係だとか手広く発注をかけてやるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか、振興課長。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　ただいまのご質問の件でありますけれども、議員おっしゃるとおり、今現在、町の建設業組合というものがございますけれども、そちらのほうからは指名願いは出ておりません。町としましても、できるだけ経費のほうは抑えていきたいと思いますので、建設業組合が入札に参加できるかどうかも含めまして検討していきたいと思います。

　　　以上であります。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　町の入札制度というのは、事前に登録をしていないともちろん入札には参加できないということは存じ上げておりますけれども、例えば敬老会に、飲食店組合に全部任せて組合の中で納品しているような例もありますから、建設業組合がどうかなというふうにも思いました。ただ、入札の仕組みからすると事前に登録が必要ということで厳しいのかなと、正しい手続きを踏むというのは大事なことでありますから、ただ、やる手法としては、逆に建設業組合の中で大工さんなり塗装屋さんなり登録している方が代表で受けてみんなでやるという、それによってコストが下がるというケースもあるのではないかなと思いますので、建設業組合の方々はほとんどが商工会にも加盟しておりますし、観光協会にも加盟していろんな形で協力をいただいているわけですから、前回のように他町村の業者も指名に出て、前回は柳津町の業者が受注しましたけれども、それが万が一他町村にお金が流れるというのは大変残念な気もいたします。なるべく地元の業者に仕事をしていただいて、いろんな意味で協力を仰ぐという点でもそういう方向性で何とか模索していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　議員おっしゃるとおり、町で発注するものでございますので、できるだけ地元の業者を使っていきたいと思いますので、そのようにしていきたいと思います。

　　　以上であります。（「終わります」の声あり）

○議長

　　　ほかにございませんか。

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　一般会計で、12ページ、企画費の中のコミュニティ補助事業補助金でございますが、今回１地区が該当になって２地区が該当外という報告があったんですが、毎年このコミュニティ補助事業は申請していたと思うんですが、過去の例とかいろいろ聞いてみますと、ほとんど除雪機械とかそういうふうに言われているんですが、そのほかに、除雪機のほかに何か取り入れている地区があるのか、その点。

　　　今回該当外になった地区、私の記憶ちょっとあれなんですが、昨年度も該当外になったような記憶があるんですが、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長

　　　コミュニティ補助事業でございますが、これにつきましては、今までやったものでどういうものがまずありますかということでございますが、除雪機械についてはずっとやっております。今回該当しなかった地区についても除雪機械が入っております。それと今出てきているのは実はＬＥＤの防犯灯をコミュニティでやりたいと。町でも支援策として７割でやっておりますが、コミュニティ助成事業ですと10万円以下についてのみ自分たちの単独部分、10万円までは全て補助事業として認められるという部分がございますので、そういうものをうまく活用したいという考え方がございます。それと、太鼓であるとかそういうものも実はコミュニティ助成事業で整備したところがございます。コミュニティ助成事業というのはあくまでもその地域として活動していくために必要だという部分がございますので、あれがだめこれがだめというのは余りないんですが、実はだめなのが雪を片づけるための除雪ローダー、ローダー型のバケットタイプの除雪機については認められていません。実はそこが欲しいという部分で大分申請をいただいていたことが過去にはあったんですが、それについては認めることができないという部分で採択になっておりません。

　　　それと、今回不採択になった地区につきましては、実は出倉地区の防犯灯、それと桐ケ丘の除雪機、この２地区です。該当になったのが岩坂地区の防犯灯です。実は毎年柳津町は３事業ほど、３地区について申請をしております。ところが、平成24年ごろから、震災以降なんですが、採択される数が非常に減りました。前は３事業あるいは２地区等が採択になっておりましたが、最近は１カ所しか採択にならないという部分でございますので、どうしても町としては上位に上がっていて申請を出していくんですが、それが漏れてしまうという部分でございますので、極端に言えば３年待たないと変な意味該当しないというような場合に今はなってきているという部分でございます。昨年度の部分で申し上げた地区が入っているという部分も間違いではないのかなという気がいたします。

　　　以上でございます。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　このコミュニティ事業は自治総合センターからの助成ということで伺っているんですが、見通しというか将来に対してどうなのか、もし自治総合センターの助成がなくなった場合、こうやって今まで地域に結構定着していたこの事業がなくなってしまったらどうなるのか。町のほうでその辺が、単独で補塡なりするような考えを持っているのか、その辺をお聞かせ願いたいんですが。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　実は、私が過去財政にいたときの話でございますが、除雪機械の要望がコミュニティという部分で十何地区たまってしまいました。それで、このままではそれだけ要望がありますから対応しないといけないという部分で、県のほうといろいろ協議をして、何か対応できる補助制度がないかという部分で調査をさせていただきました。その結果、社会福祉、老人福祉等の部分で生活弱者と言われる者を救うための除雪機械という部分での補助制度が使えるという部分がございましたの、町はその制度を２カ年利用して、要望があったほとんどの全地区について除雪機械を対応することができたという現状があります。もし、どうしてもそういうものがふえてきたとすれば、そういう補助制度がないとすれば、過疎債であるとか、そういうものを充当してやっていく方法しかないのかなというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　５番。

○５番

　　　了解しました。

○議長

　　　ほかにございませんか。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６１号「平成２８年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６２号「平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６３号「平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６４号「平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６５号「平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６６号「平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６７号「平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第１４、議案第６８号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第６８号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、一ノ瀬信夫氏が平成28年６月30日をもって任期満了となることにより提案をするものであります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　暫時休議します。（午前１１時４３分）

○議長

　　　議事を再開します。（午前１１時４５分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　ただいまお手元にお配りいたしました、別紙、議案第68号をごらんください。

　　　住所、福島県河沼郡柳津町大字飯谷字居平乙1108番地１、氏名、一ノ瀬信夫、生年月日、昭和25年３月13日生まれの選任につき、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

　　　よろしくお願いを申し上げます。

○議長

　　　町長の説明が終わりました。

　　　お配りした別紙、「議案第67号」でお配りされていると思いますけれども、これは「議案第68号」の誤りでございます。執行部のほうからおわびと訂正を今求められております。ひとつご理解をいただきたいと思います。

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６８号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第１５、報告第１号「平成２７年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

　　　報告を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　報告第１号「平成２７年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」報告をいたします。

　　　本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により議会に報告するものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　それでは、補足してご説明申し上げます。

　　　報告第１号、平成27年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

　　　15ページをお開きください。

　　　27年度から28年度に繰り越しされた事業について、15ページ、16ページにまたがって一般会計の部分が計上されてございます。その中で、16ページでございますが、合計欄で17件と書かれております。その脇が金額でございます。２億6,387万3,000円、これが３月定例議会におきまして皆様方に議決をいただきました繰越明許費の総額でございます。実際に翌年度に繰り越しした総額といたしましては２億5,374万9,000円となっております。差異が出ておりますので、差異部分についてご説明を申し上げます。

　　　前のページに戻っていただきまして、15ページになります。上から２段目の、事業名で申し上げますと社会保障・税番号制度事業108万9,000円が翌年度、実際の繰越金額が89万5,000円でございます。これにつきましては、27年度中に19万4,000円の支出をしているという形になりましたので、その残分を今回繰り越ししたものでございます。

　　　続きまして、７款土木費の五畳敷大成沢線改良事業でございます。1,055万9,000円に対しまして817万9,000円の実繰越額でございます。238万円の差異につきましては、用地費、補償費等におきまして27年度中で支出を完了することができたということでその分を差し引いた残りを繰り越ししたというところでございます。

　　　鳥屋居平線改良事業でございます。626万8,000円、実繰り越しが130万円でございます。これにつきましては、484万1,000円につきましては、測量費といたしまして27年度中に完了し支出をすることができましたのでその分について減っております。

　　　なお、鳥屋居平線につきましては、12万7,000円の不用額が生じているために翌年度繰越額が130万円となったところでございます。

　　　次のページをお開きください。

　　　16ページになります。10款現年農地等災害復旧事業費でございます。金額835万円でございますが、実繰り越しが576万8,000円となっております。258万2,000円につきましては、災害復旧費を完了いたしまして支出に至ることができましたので、その分を減額させていただきまして、翌年度に実繰越額とさせていただいたところでございます。

　　　一般会計につきましては以上でございます。

　　　次のページ、17ページでございます。柳津町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。中野水源送水管布設替事業でございます。680万4,000円を３月議会で議決をいただいております。同額を実繰り越ししたという状況でございます。

　　　以上のとおり報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これをもって報告を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第１６、報告第２号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」を議題といたします。

　　　報告を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　報告第２号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」別紙のとおり報告いたします。

　　　本報告は、会津若松地方土地開発公社理事長より経営状況の報告があったので、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長

　　　補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　報告第２号、会津若松地方土地開発公社経営状況の報告につきましてでございますが、お手元にお渡しをしております平成27年度会津若松地方土地開発公社決算書をごらんになっていただきたいと思います。

　　　開いていただきまして、１ページをごらんいただきたいと思います。

　　　平成27年度会津若松地方土地開発公社事業報告書についてご説明いたします。

　　　まず、概要であります。総括事項といたしまして、用地の取得等及び処分でございますが、用地の取得等につきましては、会津若松事業所の土地造成事業として、会津若松徳久工業団地整備事業において、面積2,643.09平米の用地取得を実施し、その事業費は6,257万4,521円となった。また、造成工事については工事請負工事を締結しておりますが、平成28年度に竣工する予定となっております。

　　　用地の処分につきましては、会津若松河東工業団地を２件売却し、その面積は１万8,497.7平米、売却金額２億8,583万6,775円となったところでございます。

　　　収益費用でございますが、収益合計が２億8,793万5,319円に対し、費用合計が２億4,411万8,309円、差し引き4,381万7,010円の当期純利益を計上したところでございます。

　　　ただし、債務額総額といたしましては、平成27年度末の債務額は11億8,879万8,625円となっているところでございます。

　　　なお、会津若松地方土地開発公社について、当柳津町としては、土地取得を実施した経過は今までございません。

　　　なお、詳細につきましては、この中の裏にございます決算書等をごらんになっていただきたいと思います。

　　　以上で報告を終わらせていただきます。

　　　なお、参考資料といたしまして、皆様のお手元に平成28年度の事業計画及び予算書をお配りしてございますので、それにつきましても目を通していただければと思います。

　　　以上でございます。

○議長

　　　これをもって報告を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第１７、議員の派遣についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、議員を派遣することに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

　　　お諮りいたします。

　　　本日の議事日程に、追加日程第１、議員提出議案第６号「「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について」を追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　追加日程第１、議員提出議案第６号「「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について」を議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　議員提出議案第６号「「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありますので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎閉会の議決

○議長

　　　以上をもって本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

　　　お諮りいたします。

　　　これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、平成28年第２回柳津町議会定例会を閉会といたします。

　　　長時間に及ぶ審議、まことにご苦労さまでございました。（午後０時２０分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

　　　　柳津町議会　　議　　長　　　伊　　藤　　昭　　一

　　　　　同　　　　　議　　員　　　田　　﨑　　信　　二

　　　　　同　　　　　議　　員　　　小　　林　　　　　功

　　　　　同　　　　　議　　員　　　菊　　地　　　　　正